

令和2年度 市・県民税の申告について

令和2年度の市・県民税の申告書を送付しましたので、平成31年1月1日から令和1年12月31日までの1年間の収入等について申告期限(3月16日)までに申告書を提出してください。

●申告期限までに申告がない場合

・様々な行政サービス(公営住宅の入居用・就学援助・保育園の入園・授業料免除・児童手当・児童扶養手当・所得証明書の発行)を受ける際に不利益をこうむる場合があります。

・国民健康保険に加入している方は、申告がない場合、保険税の軽減や高額療養費の支給において不利益をこうむる場合があります。

・その他の制度利用のために申告が必要な場合があります。

●所得がない方

所得がない方でも、上記の行政サービスを受ける場合は、申告が必要です。
※申告の対象になるのは、令和2年1月1日現在で南城市に住んでいた方です。

◎申告の必要のない方

○昭和30年1月2日以降に生まれた方(65歳未満)で、公的年金のみの収入が98万円以下の方(但し、遺族年金・障害者年金受給者は除く)

○昭和30年1月1日以前に生まれた方(65歳以上)で、公的年金のみの収入が148万円以下の方(但し、遺族年金・障害者年金受給者は除く)

◎申告に必要なもの

1. 申告書
2. 印鑑
3. 収入・必要経費を証明するもの
4. マイナンバー(個人番号)の記載(本人・扶養親族・事業専従者は必要)
5. 本人確認書類(個人番号確認および身元確認)の提示又は写しの添付(扶養親族・事業専従者は不要)

- (1)給与収入があった人 → 源泉徴収票(又は社印のある給与証明書)
 - (2)公的年金があった人 → 公的年金等の源泉徴収票(平成31年分)
 - (3)自営業・農業収入があった人
 - (4)不動産収入などがあった人
- 帳簿、経費に係る領収書

- (5)その他諸控除を受けようとする人
 - 国民年金、国民健康保険税、介護保険料の領収書や証明書
 - 生命保険、損害保険料の控除証明書(保険会社発行のもの)
 - 医療費の領収書(高額医療給付金、保険会社から医療費の補てん金がある場合はその金額がわかる資料、おむつ代等は医師の証明書)、または医療費のお知らせ
 - セルフメディケーション税制対象スイッチ OTC 医薬品を購入した際の領収書と一定の取組をしたことを明らかにする書類
 - 障害者手帳等(等級がわかるもの)
 - 学生証(又は在学証明書)
 - 還付を受ける方は振込先(口座番号等)がわかるもの(本人口座に限る)
 - その他内容を確認する際に必要と思われるもの

◎郵送での申告も受け付けます。

注意!→事業収入(営業、農漁業等)、又は不動産所得等がある方は、帳簿及び領収書の確認が必要となりますので、郵送での受付はできません。

(3月16日(月)までに送付してください。当日消印有効です。)

1. 前年中に所得がなかった人、または、源泉徴収票、保険料控除の証明書等の必要書類が整っている方は、申告書に必要事項を正しく記入し、必要書類同封のうえ郵送しても差し支えありません。
ただし、記載不備・押印もれや必要書類が同封されていないときは、受理できませんのでご注意ください。
2. 連絡先の電話番号は必ず記入してください。(後日、記載内容の確認等が必要となります。)

◎本人に代わって家族または代理人が申告することもできます。

ただし、本人の収入・必要経費等について把握していなければなりません。代理人申告の場合は、送付した申告書、本人の身分証およびマイナンバーが分かる書類の写しおよび印鑑と代理人の印鑑及び身分証明書も必要です。

令和2年度申告の手引き

申告書(表面)の記入例

(平成31年1月1日から12月31日までの内容)

令和2年度 市民税・県民税 兼 国民健康保険税 申告書

南城市長 殿 令和 年 月 日 提出		職業、業種 勤務先	自営業・会社員	仲 程	受 付 印
〒901-1206 南城市大里字仲間807番地	〒901-1206 南城市大里字仲間807番地	1年1月1日の住所			
フリガナ ナンジョウ タロウ	生年月日 明・大・昭・平・令 38 年 12 月 5 日	氏 名 南城 太郎	電話番号 948-7124		
個人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	世帯主 南城 太郎 続柄 本人	代理人署名			
3 所得から差し引かれる金額に関する事項		宛番号 1234567890	印		
控除損 控除費	損害の原因 年月日 損害金額 補填金額 差引損失額	1 事業 営業等 1,300,000 農 業 不 動 産 600,000			
控 社 会 保 険 料	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料 その他社会保険料	2 所得 100,000			
控 生 命 保 険 料	※控除証明書を添付 旧生命保険料の金額 134,500 新生命保険料の金額 旧個人年金保険料の金額 新個人年金保険料の金額 介護医療保険料の金額	3 収入 給 与 1,200,000 公的年金等 雑 其 他 総 合 計 1,200,000			
控 地 震 保 険 料	支払った旧長期保険料 支払った地震保険料 地震保険料控除額(所得税)	4 所得から差し引かれる金額 雑 損 控 除 医 療 費 控 除 社 会 保 険 料 100,000 小規模企業共済等掛金控除 生 命 保 険 料 35,000 地 震 保 険 料 1,500 寡 婦 (寡 夫) 控 除 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除 配 偶 者 控 除 330,000 配 偶 者 特 別 控 除 扶 養 控 除 330,000 基 礎 控 除 330,000 控 除 額 合 計 1,126,500			
寡 婦 寡 夫 控	寡婦 特別寡婦 寡夫(死別 離別 その他)	5 所得から差し引かれる金額 雑 損 控 除 医 療 費 控 除 社 会 保 険 料 100,000 小規模企業共済等掛金控除 生 命 保 険 料 35,000 地 震 保 険 料 1,500 寡 婦 (寡 夫) 控 除 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除 配 偶 者 控 除 330,000 配 偶 者 特 別 控 除 扶 養 控 除 330,000 基 礎 控 除 330,000 控 除 額 合 計 1,126,500			
勤 労 学 生 障 害 者 控	障害者(身体・精神 級、療育) □特障 □普障 特別障害→身体1.2級、精神1級、療育A1、A2、手帳持参(コピー可) 勤労学生(学校名:)	6 所得から差し引かれる金額 雑 損 控 除 医 療 費 控 除 社 会 保 険 料 100,000 小規模企業共済等掛金控除 生 命 保 険 料 35,000 地 震 保 険 料 1,500 寡 婦 (寡 夫) 控 除 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除 配 偶 者 控 除 330,000 配 偶 者 特 別 控 除 扶 養 控 除 330,000 基 礎 控 除 330,000 控 除 額 合 計 1,126,500			
源 泉 徴 収 票 控	配偶者の氏名 生年月日 同・別居 障害者 配偶者の所得	7 所得から差し引かれる金額 雑 損 控 除 医 療 費 控 除 社 会 保 険 料 100,000 小規模企業共済等掛金控除 生 命 保 険 料 35,000 地 震 保 険 料 1,500 寡 婦 (寡 夫) 控 除 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除 配 偶 者 控 除 330,000 配 偶 者 特 別 控 除 扶 養 控 除 330,000 基 礎 控 除 330,000 控 除 額 合 計 1,126,500			
同 居 配 偶 者 特 別 控 除 者	南城 花子 明・大・昭・平 40・10・1 別 身障 級	8 所得から差し引かれる金額 雑 損 控 除 医 療 費 控 除 社 会 保 険 料 100,000 小規模企業共済等掛金控除 生 命 保 険 料 35,000 地 震 保 険 料 1,500 寡 婦 (寡 夫) 控 除 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除 配 偶 者 控 除 330,000 配 偶 者 特 別 控 除 扶 養 控 除 330,000 基 礎 控 除 330,000 控 除 額 合 計 1,126,500			
控 除 対 象 扶 養 親 族 (16歳以上)	氏 名 続 柄 生 年 月 日 同・別 居 障 害 者 該 当 事 項	9 所得から差し引かれる金額 雑 損 控 除 医 療 費 控 除 社 会 保 険 料 100,000 小規模企業共済等掛金控除 生 命 保 険 料 35,000 地 震 保 険 料 1,500 寡 婦 (寡 夫) 控 除 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除 配 偶 者 控 除 330,000 配 偶 者 特 別 控 除 扶 養 控 除 330,000 基 礎 控 除 330,000 控 除 額 合 計 1,126,500			
16歳未満の扶養親族(控除対象外)	南城 次郎 子 明・大・昭・平 8・5・1 同・別 身障 級 □特定 □普障 □老人 □特障	10 所得から差し引かれる金額 雑 損 控 除 医 療 費 控 除 社 会 保 険 料 100,000 小規模企業共済等掛金控除 生 命 保 険 料 35,000 地 震 保 険 料 1,500 寡 婦 (寡 夫) 控 除 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除 配 偶 者 控 除 330,000 配 偶 者 特 別 控 除 扶 養 控 除 330,000 基 礎 控 除 330,000 控 除 額 合 計 1,126,500			
16歳未満の扶養親族(控除対象外)	南城 朝陽 子 明・大・昭・平 20・2・25 同・別 身障 級 □普障 □特障	11 所得から差し引かれる金額 雑 損 控 除 医 療 費 控 除 社 会 保 険 料 100,000 小規模企業共済等掛金控除 生 命 保 険 料 35,000 地 震 保 険 料 1,500 寡 婦 (寡 夫) 控 除 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除 配 偶 者 控 除 330,000 配 偶 者 特 別 控 除 扶 養 控 除 330,000 基 礎 控 除 330,000 控 除 額 合 計 1,126,500			
別居の扶養親族等に関する事項	氏 名 住 所	12 所得から差し引かれる金額 雑 損 控 除 医 療 費 控 除 社 会 保 険 料 100,000 小規模企業共済等掛金控除 生 命 保 険 料 35,000 地 震 保 険 料 1,500 寡 婦 (寡 夫) 控 除 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除 配 偶 者 控 除 330,000 配 偶 者 特 別 控 除 扶 養 控 除 330,000 基 礎 控 除 330,000 控 除 額 合 計 1,126,500			
	南城 次郎 東京都八王子市南大沢〇〇番地	13 所得から差し引かれる金額 雑 損 控 除 医 療 費 控 除 社 会 保 険 料 100,000 小規模企業共済等掛金控除 生 命 保 険 料 35,000 地 震 保 険 料 1,500 寡 婦 (寡 夫) 控 除 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除 配 偶 者 控 除 330,000 配 偶 者 特 別 控 除 扶 養 控 除 330,000 基 礎 控 除 330,000 控 除 額 合 計 1,126,500			
〔特定扶養-19~22歳 老人扶養-70歳以上〕(前年12月31日現在)		14 所得から差し引かれる金額 雑 損 控 除 医 療 費 控 除 社 会 保 険 料 100,000 小規模企業共済等掛金控除 生 命 保 険 料 35,000 地 震 保 険 料 1,500 寡 婦 (寡 夫) 控 除 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除 配 偶 者 控 除 330,000 配 偶 者 特 別 控 除 扶 養 控 除 330,000 基 礎 控 除 330,000 控 除 額 合 計 1,126,500			
給与所得・公的年金等に係る所得以外の住民税の徴収方法の選択 <input checked="" type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収) <input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)		15 所得から差し引かれる金額 雑 損 控 除 医 療 費 控 除 社 会 保 険 料 100,000 小規模企業共済等掛金控除 生 命 保 険 料 35,000 地 震 保 険 料 1,500 寡 婦 (寡 夫) 控 除 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除 配 偶 者 控 除 330,000 配 偶 者 特 別 控 除 扶 養 控 除 330,000 基 礎 控 除 330,000 控 除 額 合 計 1,126,500			
本人確認 <input type="checkbox"/> 番号確認 <input type="checkbox"/> 身元確認: マイナンバーカード・運転免許証・保険証・その他()		16 所得から差し引かれる金額 雑 損 控 除 医 療 費 控 除 社 会 保 険 料 100,000 小規模企業共済等掛金控除 生 命 保 険 料 35,000 地 震 保 険 料 1,500 寡 婦 (寡 夫) 控 除 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除 配 偶 者 控 除 330,000 配 偶 者 特 別 控 除 扶 養 控 除 330,000 基 礎 控 除 330,000 控 除 額 合 計 1,126,500			
受 付		17 所得から差し引かれる金額 雑 損 控 除 医 療 費 控 除 社 会 保 険 料 100,000 小規模企業共済等掛金控除 生 命 保 険 料 35,000 地 震 保 険 料 1,500 寡 婦 (寡 夫) 控 除 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除 配 偶 者 控 除 330,000 配 偶 者 特 別 控 除 扶 養 控 除 330,000 基 礎 控 除 330,000 控 除 額 合 計 1,126,500			
入 力		18 所得から差し引かれる金額 雑 損 控 除 医 療 費 控 除 社 会 保 険 料 100,000 小規模企業共済等掛金控除 生 命 保 険 料 35,000 地 震 保 険 料 1,500 寡 婦 (寡 夫) 控 除 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除 配 偶 者 控 除 330,000 配 偶 者 特 別 控 除 扶 養 控 除 330,000 基 礎 控 除 330,000 控 除 額 合 計 1,126,500			
点 検		19 所得から差し引かれる金額 雑 損 控 除 医 療 費 控 除 社 会 保 険 料 100,000 小規模企業共済等掛金控除 生 命 保 険 料 35,000 地 震 保 険 料 1,500 寡 婦 (寡 夫) 控 除 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除 配 偶 者 控 除 330,000 配 偶 者 特 別 控 除 扶 養 控 除 330,000 基 礎 控 除 330,000 控 除 額 合 計 1,126,500			

各種控除について

次の項目は所得から差し引くことのできる大切なものです。領収書等により確認しますので、必ず持参して下さい。

- 雑損控除……災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた方。(損害金額-保険金などで補填される金額)-(総所得金額×10%)又は(災害関連支出金額-5万円)のいずれか多い方の金額。
- 医療費控除……入院、通院などで病院・医院に支払った医療費がある方。(支払った医療費-保険等で補填される金額)-(総所得金額×5%又は10万円とのいずれか少ないほうの額) ※控除限度額200万円
- 医療費控除(特例)……セルフメディケーション税制対象のスイッチOTC医薬品を購入した方。(スイッチOTC医薬品購入費-12,000円) ※控除限度額88,000円 ※従来の医療費控除といずれか一方のみ控除適用
- 社会保険料控除……国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金、介護保険料などを支払った方。支払った保険料が全額控除対象となります。
- 生命保険料控除……生命保険料・個人年金保険料や介護医療保険料を支払った方
平成24年1月1日以後に契約締結した生命保険契約等に係る生命保険料控除について、平成23年12月31日以前に契約締結した生命保険契約等に係る生命保険料控除について、平成24年1月1日以降も旧制度が適用されます。

旧制度(一般・個人年金それぞれに適用)	新制度(一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)
15,000円まで………全額	12,000円まで………全額
15,000円超~40,000円まで…保険料×1/2+7,500円	12,000円超~32,000円まで…保険料×1/2+6,000円
40,000円超~70,000円まで…保険料×1/4+17,500円	32,000円超~56,000円まで…保険料×1/4+14,000円
70,000円を超える場合……35,000円(限度額)	56,000円を超える場合……28,000円(限度額)
※一般・個人年金あわせて70,000円が限度。	※一般・個人年金・介護医療あわせて70,000円が限度。

新制度では、「一般生命保険料」・「個人年金保険料」・「介護医療保険料」の所得控除限度額はそれぞれ28,000円ですが、合計した場合は70,000円が限度額となりますのでご注意ください。
※制度全体の適用限度額は、70,000円のまま変更ありません。

○地震保険料控除……地震保険料や(旧)長期損害保険料を支払った方

(旧)長期損害保険料の控除額	地震保険料の控除額
5,000円まで………全額	
5,000円~15,000円まで…保険料×1/2+2,500円	支払保険料×1/2(限度額25,000円)
15,000円を超える場合…10,000円(限度額)	
(旧)長期損害保険料と地震保険料の支払がある場合は両方の控除の合計額(限度額25,000円)	

本人の控除について

寡婦………夫と死別、又は離婚後婚姻していない婦人で、扶養親族を有している方、又は、夫と死別後婚姻していない婦人で、合計所得金額が500万円以下の方(一般寡婦)夫と死別又は離婚後婚姻していない婦人で、扶養親族である子を有し合計所得金額が500万円以下の方(特別寡婦)

一般寡婦	26万円	特別寡婦	30万円
------	------	------	------

寡夫………妻と死別又は離婚後婚姻していない方で生計を一にする扶養親族である子を有し、合計所得が500万円以下の方

寡 夫	26万円
-----	------

勤労学生………大学・高校又は一定の専修学校などの学生か生徒で、合計所得金額が65万円以下であり、その所得金額のうち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下の方

勤 労 学 生	26万円
---------	------

障害者とは………身体障害者手帳や療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている方。特別障害(身体1級、2級 療育A1、A2 精神1級) 普通障害(上記以外の等級)

普通障害	26万円	特別障害	30万円	同居特別障害	53万円
------	------	------	------	--------	------

※障害者控除は扶養親族が16歳未満の場合においても適用されます。

扶養控除について

同一生計配偶者……あなたと生計を一にしている配偶者(内縁関係は含まない)の前年の合計所得が38万円以下の方(事業専従者を除く)

配偶者控除……申告者の前年の合計所得が1,000万円以下で配偶者(内縁関係は含まない)の合計所得が38万円以下の方 配偶者(内縁関係は含まない)の年齢が70歳以上の場合は、老人控除対象配偶者となります。

区分	控 除 額	区 分	控 除 額
一般	33万円	老人	38万円

配偶者特別控除……申告者の前年の合計所得が1,000万円以下で申告者とあなたと生計を一にする配偶者(内縁関係は含まない)の前年の合計所得が38万円を超えて123万円以下の方

配偶者の合計所得額	申告者の合計所得金額			申告者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

源泉控除対象配偶者……申告者の前年の合計所得金額900万円以下で生計を一にする配偶者(内縁関係は含まない)の合計所得が85万円以下の方

控除対象扶養親族……あなたと生計を一にする16歳以上の親族で、前年の合計所得金額が38万円以下の方。19歳~22歳は特定扶養、70歳以上は老人扶養となります。

区 分	控 除 額	区 分	控 除 額
一般の控除対象扶養親族	33万円	老人	同居老親等以外 38万円
特 定 扶 養 親 族	45万円	同居老親等	45万円

16歳未満の扶養親族 あなたと生計を一にする16歳未満の扶養親族が対象となります。

※申告期限間近は、大変混み合います。申告は早めに済ませましょう。

平成26年から記帳・帳簿等の保存について全面義務化されました。

平成 26 年 1 月から、帳簿書類を備え付け、記帳し保存しなければならない制度の対象者が拡大されました。
新制度での対象者……農業・営業等の事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての人
記帳する内容……売上などの収入金額、仕入れやその他必要経費に関する事項
帳簿等の保存年限 { 収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定調書） → 7 年
 その他の帳簿書類（請求書、納品書、領収書など） → 5 年

収入について

昨年中の収入について、次の要領に従いお書きください。
 なお、収入とは必要経費を引く前の売上金額のことで、給与収入の場合は、必要経費とみなされる給与所得控除前の金額です。
 申告の際には、**収入・支出がわかる書類（源泉徴収票、帳簿、領収書等）をお持ち下さい。**

- 事業（営業、農業、漁業等）収入があった方**…5 に収入と経費をお書き下さい。
 ・販売業、飲食業、建設業、農業、畜産業、漁業などの自営業による収入
売上金額－必要経費－専従者控除＝事業所得
- 不動産収入があった方**……6 に収入と経費をお書き下さい。
 ・地代、家賃、土地や家屋の権利金、船舶の貸付料などによる収入
収入金額－必要経費－専従者控除＝不動産所得
- 一時的な収入があった方**……10 に収入と経費をお書き下さい。
 ・賞金、懸賞金、生命保険等の満期返戻金などによる収入
収入金額－必要経費－特別控除＝一時所得
- 雑収入があった方**……公的年金等の場合は年金の源泉徴収票を添付して下さい。
 年金以外の収入の場合は、支払証明書を添付し、11 に収入と経費をお書き下さい。
 ・恩給、国民年金、厚生年金などの公的年金等や、原稿料、講演料、生命保険の年金など他の所得に当てはまらない所得

公的年金の計算表		所得金額＝A×B－C	
年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額(A)	割合(B)	控除額(C)
年齢65歳未満 (S29.1.2以後に生まれた人)	700,000 円までの場合は所得金額は 0 円になります		
	700,001 円～ 1,299,999 円	100%	700,000 円
	1,300,000 円～ 4,099,999 円	75%	375,000 円
	4,100,000 円～ 7,699,999 円	85%	785,000 円
年齢65歳以上 (S29.1.1以前に生まれた人)	7,700,000 円以上	95%	1,555,000 円
	1,200,000 円までの場合は所得金額は 0 円になります		
	1,200,001 円～ 3,299,999 円	100%	1,200,000 円
	3,300,000 円～ 4,099,999 円	75%	375,000 円
その他(公的年金等以外で他の所得に当てはまらないもの)	4,100,000 円～ 7,699,999 円	85%	785,000 円
	7,700,000 円以上	95%	1,555,000 円
			収入金額－必要経費

- 給与収入があった方**……勤務先から源泉徴収票や給与支払証明書を交付してもらい添付して下さい。証明の無い方は、雇用主から 7 へ収入を証明してもらって下さい。
 ・勤務先から支給される給料、俸給、賃金、賞与等の収入

給与所得の計算表		
給与等の収入額の合計額	給与所得の金額	
から まで	0 円	
650,999 円まで	給与等の収入金額の合計額から650,000円を控除した額	
651,000 円	1,618,999 円	
1,619,000 円	1,619,999 円	969,000 円
1,620,000 円	1,621,999 円	970,000 円
1,622,000 円	1,623,999 円	972,000 円
1,624,000 円	1,627,999 円	974,000 円
1,628,000 円	1,799,999 円	給与等の収入金額の合計額を 4 で割って、千円未満の端数を切り捨ててください(算出額：A)
1,800,000 円	3,599,999 円	
3,600,000 円	6,599,999 円	A×2.8－180,000 円
6,600,000 円	9,999,999 円	A×3.2－540,000 円
10,000,000 円以上	収入金額×0.9－1,200,000 円	
収入金額－2,200,000 円		

申告書(裏面)の記入例

(平成31年1月1日から12月31日までの内容)

5 事業(営業・農業・漁業等)所得のある人(1月1日～12月31日まで) ※給与・賃金の内訳

所在地			帳簿記載	有・無
名称			領収書確認	有・無
業種名	農業(ととうきび)			
科目	金額(円)	科目	金額(円)	
売上(収入)金額①	1,300,000	給与・賃金	400,000	
家事消費費③		外注工賃		
その他の収入④		地代・家賃		
小計(①+②+③+④)⑤	1,300,000	減価償却費		
期首商品棚卸高⑥		租税公課	4,000	
仕入金額・原価⑦		水道光熱費		
小計(⑥+⑦)⑧		旅費交通費		
期末商品棚卸高⑨		通信費		
差引原価(⑧-⑨)⑩		修繕費	30,000	
種苗費ア		消耗品費	120,000	
肥料・飼料費イ	140,000	雑費チ	40,000	
農具費ウ	40,000			
農業衛生費エ	10,000			
委託料オ	50,000			
資材カ		経費計(ア～ナ)⑪	834,000	
総経費(⑩+⑪)A			834,000	
専従者控除額B				
所得金額(⑤-A-B)			466,000	

※事業上の経費が生活費と一緒になるもの(電気・水道・電話・ガソリン代など)については、事業だけが経費になりますのであんで下さい。(生活費は含まれません)

6 不動産所得のある人(1月1日～12月31日まで)

種類	件数	月額	月数	年額	必要経費(円)
家賃					
地代	1	50,000	12	600,000	給料・賃金
駐車場					減価償却費
					租税公課
					手数料
不動産収入の合計①				600,000	
物件の名称				○△タクシー	
物件の住所				南城市佐敷○○○番地	
				必要経費計②	100,000
				専従者控除③	
				所得額(①-②-③)	500,000

- 7 給与所得の内訳(1月1日～12月31日までの支給金額)
 雇用主の発行する源泉徴収票や給与証明書等の無い方は、下記へ雇用主から証明してもらってください。なお、勤務先が一定でない場合は日給及び勤務日数を記入して下さい。

勤務先(有)海山商事

住所 那覇市泉崎○○○番地 電話 ○○○-○○○○

月	日給(円)	日数	月額(円)	月	日給(円)	日数	月額(円)
1			100,000	9			100,000
2			100,000	10			100,000
3			100,000	11			100,000
4			100,000	12			100,000
5			100,000	賞与等			
6			100,000	計			1,200,000
7			100,000				
8			100,000	社会保険料			

備考

記載できない場合は別途資料を作成し添付してください

- 8 寄附金に関する事項

- 9 配当割額又は株式等譲渡所得割額に関する事項
 特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	
株式等譲渡所得割額控除額	

- 10 総合譲渡・一時所得のある人

譲渡	短期	長期	一時	所得金額(①-②-③)
				ア
				イ
				ウ
ア+(イ+ウ)×1/2				

- 11 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額(円)	必要経費(円)

- 12 前年中に収入がなかった人
 該当するものに○をつけ、必要事項を記入してください。

収入がなかった理由	1. 学生()	学校名	学年	年
	2. 病気・入院			
	3. 仕送り・援助(月額 円・年額 円)			
	4. 遺族年金、障害年金、老齢福祉年金、扶助料 雇用保険、預貯金、生活保護 その他()			
	5. その他の方(昨年の状況を詳しくお書きください)			
備考	氏名住所	続柄		

収入金額について	
売上(収入)金額	平成31年中の売上(収入)金額を記入します。なお未収分も含みます。
家事消費	商品などを家事のために消費したり、贈与した場合に通常の販売価額を記入します。
その他の収入	空箱の売却金額やリベートなどの収入を記入します。

売上原価について	
期首商品棚卸高	平成31年1月1日現在の商品、製品などの在庫の金額を記入します。
仕入金額・原価	平成31年中の仕入の金額を記入します。買掛による代金の未払い分も含みます。
期末商品棚卸高	令和元年12月31日現在の商品、製品などの在庫の金額を記入します。

主な必要経費について	
※帳簿・領収書等は項目別に整理してすべてご持参ください。	
給与・賃金	従業員に支払った給与、賞与などの合計額。 従業員の氏名、住所、生年月日を記入してください。 同一生計の親族に支払った給与は 専従者控除 となります。
外注工賃	修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃など。
地代・家賃	事業用に土地や建物を賃借して支払った地代や家賃。
減価償却費	建物、機械、車両など事業に必要な減価償却資産を取得した場合、その資産に応じた耐用年数を基に計算します。 ※取得日、取得価格の確認できる書類を持参して下さい。
租税公課	事業税、固定資産税、自動車税、印紙税などの税金や商工会などへの会費や組合費など。
水道光熱費	事業用として支払った水道料金、電気料金、ガス料金など。 なお、家事用が含まれている場合は、使用割合によって按分します。
旅費・交通費	事業のためにかかった宿泊費等の旅費や交通費。
通信費	事業のために使用した電話料、郵便料金。
修繕費	業務用の建物、機械、装置、器具、備品、自動車、漁・農具、工具などの修繕費。
借入金利子	事業資金に充てるための借入金利子など。 ※元本、利子等内訳の確認できる書類を持参してください。 ※借入金元本そのものの金額は経費に該当しません。
消耗品費	事業に使用した事務用品費やガソリン代など。
雑費	事業に要した費用で他の経費に当てはまらない経費。

専従者控除について
 生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が、平成31年中に6ヶ月を超える期間、その事業等にもっぱら従事している場合、その従事している親族(事業専従者)1名につき、下記のいずれか少ない金額を控除することができます。
 ①50万円(配偶者の場合は86万円)
 ②(事業所得+不動産所得+山林所得)÷(事業専従者の数+1)
 ※専従者控除を受けた方は、扶養親族には該当しません。

- 収入がなかった方**…… 12の該当する箇所を記入して下さい。扶養されていた方は、扶養している人の「氏名」「続柄」「住所」を記入して下さい。

申告期限 令和2年3月16日(月)
 ※申告の受付場所、日時等は同封の申告受付日程表で確認して下さい。

申告についての問い合わせは
 南城市 税務課 市民税係 Tel917-5328